

宿泊施設情報のウェブサイト構築業務委託仕様書

1. 業務名

宿泊施設情報のウェブサイト構築業務

2. 業務の目的

外国人観光客の瀬戸内地域での宿泊を促進するため、旅行会社と連携して、旅行会社のインターネット上に公開している宿泊予約サイトの施設情報等のページに誘導する瀬戸内地域内の宿泊施設の基本情報を掲載したウェブサイトを新たに構築するものとする。

3. 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

但し、中間リリース、最終リリースの時期について「4. (6)」のとおり

4. 業務内容

(1) 事業全体について

せとうち観光推進機構（以下、推進機構と記す）が推進する瀬戸内7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）の宿泊施設の情報等を掲載するウェブサイトを作成し、訪日外国人の旅行者の受け皿となる宿泊施設の魅力を訴求するとともに予約を促すものとする。

具体的には、一般利用者が宿泊施設検索機能にて瀬戸内全域の施設情報等を各県別に一覧化し、宿泊意欲を喚起させるとともに、旅行会社ならびに宿泊施設（以下、旅行会社等と記す）と連携を図り、宿泊施設の予約を簡便かつ快適に誘引するウェブサイトの設計を提案すること。

加えて、訪日外国人誘客に積極的な高品質の宿泊施設10施設（以下、ハイグレード施設と記す）を効果的に一般利用者に訴求するため、ハイグレード施設の魅力や情報等が伝わる特設ページの設計を瀬戸内7県の施設一覧と切り分けて提案すること。ハイグレード施設について、新たに取材して情報をまとめること。

なお、機構で今回整備した施設へのアクセス等データが円滑に取得できるように、管理者専用の画面の設計を提案すること。

(2) 基本機能について

一般公開されるサイト（以下、公開サイト）についてはPC並びにスマートフォンでの閲覧に適したデザイン、レイアウトとすること。レスポンス対応は必須ではなく、対応機器ごとに異なるデザイン、HTMLを用意することも可とする

(3) 公開サイトについて

宿泊施設の検索機能は、県、宿泊施設種別、部屋タイプ、費用などの条件から宿泊施設を検索できること。また、該当結果をリスト表示並びに地図上で表示すること。地図から宿泊施設を検索する機能については、マップを利用し、表示範囲内に位置する宿泊施設をプロット表示できること。また、スマートフォンでの閲覧に際しては現在位置から検索も可能とすること。さらに、検索結果リスト表示並びに地図上で表示の結果表示時にあらかじめ管理画面から設定された優先順位を利用した重み付け表示を可能とすること。

(4) ユーザ環境

本システムの利用者インターフェースは OS およびブラウザに極力依存しないよう実装を行い、下記の環境から問題無く利用できること。

PC

- Microsoft Internet Explorer 11
- Microsoft Edge
- Mozilla Firefox 最新版
- Google Chrome 最新版
- Safari 8-10

スマートデバイス

- iOS 8/9/10 標準ブラウザ
- Android 5/6/7 標準ブラウザ

(5) 機構が開設予定の「瀬戸内のホームページ（仮）」との統合について

現在、機構が外国人旅行者に向けて「瀬戸内」のブランドを確立させるとともに訪日旅行情報を提供するプラットフォームとして「瀬戸内のホームページ（仮）」を、10月末をめどにリリースする予定である。公開サイトのリリースにあわせて、一般利用者が十分に瀬戸内全域の施設情報等が閲覧できるように、宿泊施設検索機能および施設一覧を11月中旬のリリースにて公開すること。また、全体的に瀬戸内のホームページ（仮）との調和を図るように、同ホームページの受託事業者と連携すること。

(6) 宿泊施設検索機能および施設一覧について

【中間リリース（11月中旬目処）】

一般利用者が瀬戸内各地の宿泊施設を検索できる機能を備え、各エリアの宿泊施設を一覧化した画面を設計すること。加えて、地図表示にて検索が行える機能を備えること。それらを備えた公開サイトデザイン案を3案提案し、推進機構と協議して決定した1案

について必要なイメージ素材を購入すること。検索言語は日本語及び英語で11月中旬を目処にリリースすること。

【最終リリース（12月末）】

フランス語，中国語繁体字，ドイツ語，韓国語，タイ語の5ヶ国語の翻訳を行い12月末までにリリースすること。

宿泊施設の一覧と別に，ハイグレード施設を個別に紹介するための特設ページを設計し，提案すること。

(7) 旅行会社等との連携について

瀬戸内各地の施設情報を取り込むために，機構が連携を図る旅行会社（5社程度）のAPIデータを定期的に読み取り，最新の施設情報を展開すること。旅行会社によっては，施設の掲載名が異なる場合がありますので，重複施設の名前を統合する機能を設置すること。

(8) 管理・統計について

施設の管理を行うために管理画面を設計し提案すること。管理画面を使うために管理者認証機能を備えること。管理画面では施設一覧表示にて施設詳細が閲覧し編集できるようにすること。また，各エリアにおける施設の優先表示が管理画面にて設定できる設計を提案すること。

管理者がAPIを経由せずに個別の施設の掲載情報の編集が行えるようにすること。データ統計のために，管理画面にて一般利用者における国別検索条件や，各旅行会社への遷移回数と別登録件数などの統計データが抽出し解析できる機能を備えること。

(9) 当業務の運用に必要なサーバ機器等の調達ならびに保守・維持管理

月間30万PV程度のアクセス状況において快適に遅延なく閲覧が可能なサーバ環境を実現し提供すること。その際，サーバ機器等の所有者が委託者であるかを問わない。

なお，継続的に必要な費用の算出にあたっては平成29年10月1日から平成30年3月31日の期間で計算をおこなうこと。

5. 今後の拡張予定

次年度以下の内容が拡張できるように設計すること。

- (1) 空室検索対応
- (2) ホテル直販予約システムとの連携機能

6. スケジュール

4.～5.に関する内容は以下のスケジュールに従って実行すること。

サイト別	一次リリース(11月中旬)	二次リリース(12月末)	2018年度(予定)
公開サイト	公開サイトデザイン提案(3案)	多言語翻訳(仏・英・独)	空室検索に対応した改修
	イメージ素材購入	ハイグレード施設の紹介ページ制作	
	宿泊施設検索機能		
	地図による検索機能		
	翻訳(英語)		
管理サイト	宿泊施設取込機能(API、3社程度)	宿泊施設取込機能(API、2社程度)	ホテル直販予約システムの調査
		管理者認証機能	ホテル直販予約システムとの連携機能(3種)
		└施設一覧表示	
		└施設詳細表示	
		└施設の個別登録・編集機能	
		統計機能	
		└国別検索条件解析	
		└TA遷移回数	
		└TA別登録件数	
		重複施設の統合機能	
		施設の優先表示設定機能	
		保守サポート費用	

7. 成果物

- (1) 提出物 完了報告書 (A4版) 1部
 下記内容の電子データ (CD 又は DVD 1枚)
- ・ プログラムファイル一式
 - ・ 設計書
 - ・ 外部仕様書
 - ・ マニュアル

納付日・納品先・納品数を一覧とすること。

システムの仕様通り稼動することを提示することをもって納品とみなす。

- (2) 提出場所 一般社団法人 せとうち観光推進機構
 (3) 提出期限 平成30年3月31日(土)

8. システムおよびサーバ保守

上記にかかる保守の内容を説明し、5年間の保守費用を算出すること。ただし、平成30年4月1日以降の費用は今回の受託費用には含まれない。

障害が発生した時点において、機構からの連絡に対して、受託業者は、平日(土曜・日曜・祝日を除く) 9:00~17:45 の間、専用電話、または専用フリーダイヤルを準備し、電話対応にて修復できるものは一次対応すること。電話での復旧が出来ない場合はエンジニアの訪問などにより、迅速に復旧させること。プログラム上の不具合に関しては、内容を説明し迅速に修正対応すること。上記時間内における緊急性の高い障害発生時には1時間以内に調査を行い、対処すること。

9. 運用支援

運用管理者が作業を行うために必要なマニュアル類の整備を行うこと。

10. その他

(1) 本業務の支払条件は、完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

(2) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、機構との連絡協議を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

(3) 成果物の著作権、著作権、利用権のうち受託者に帰属するものは発注者に譲渡するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、著作権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(4) 発注者は、成果物の増刷及び成果物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合は、受託者または受託者以外の事業者に委託し行うことができる。

(5) (4) を行おうとする場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な手続きについて、その情報(手続方法、条件等)を整理し、発注者に提供することとする。

(6) 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者に漏らさないこと。

(7) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は、業務を完了する見込みがないときは契約を解除して損害賠償させる場合がある。